

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

国保年金課 国43-9065

75歳以上の皆さんへ、令和6年度の後期高齢者医療保険料の通知書を7月中旬に送付します。

## 後期高齢者医療制度の保険料率などが見直されました

保険料	令和4・5年度	令和6・7年度
均等割額 【被保険者全員が納める額】	44,000円	46,800円
所得割額 【所得に応じて納める額】	8.80%	9.90% (※1)
賦課限度額	66万円	80万円 (※2)



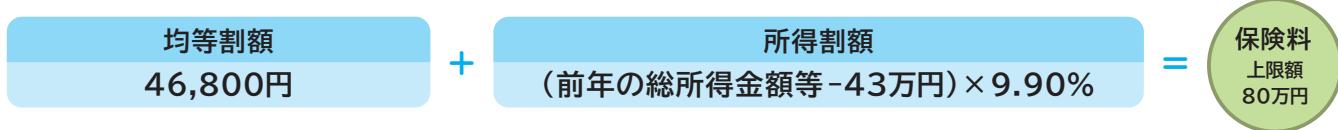
※1 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者は9.20%(令和6年度)

※2 次に当てはまる人の賦課限度額は73万円(令和6年度)

①4月1日より前に後期高齢者医療制度の被保険者であった人

②令和6年度中に障害認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者となる人

(令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者の賦課限度額は67万円)



## 均等割額の軽減

世帯内の「後期高齢者医療制度加入者」と「世帯主」の所得を合わせた合計所得により、均等額割が軽減されます。

	令和5年度	令和6年度
軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の合計所得	
7割	43万円+10万円×(年金・給与所得者等の数-1)以下	
5割	43万円+(29万円×被保険者の数)+10万円 ×(年金・給与所得者等の数-1)以下	43万円+(29.5万円×被保険者の数)+10万円 ×(年金・給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(53.5万円×被保険者の数)+10万円 ×(年金・給与所得者等の数-1)以下	43万円+(54.5万円×被保険者の数)+10万円 ×(年金・給与所得者等の数-1)以下

## 被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(会社の健康保険など)の被扶養者であった人は、後期高齢者医療制度の資格取得後2年間は均等割額が5割軽減となります。

ただし、世帯の所得が低い人は、さらに高い割合での軽減(7割軽減)が受けられます。

## 昨年度までの保険料の納め忘れはありませんか?

後期高齢者医療保険料を金融機関などの窓口で直接納める人は、納入通知書(納付書)を送付しています。納め忘れの納付書をお持ちの人は、お近くの金融機関(ゆうちょ銀行を除く)や市民サービスセンター、南郷事務所での納付をお願いします。

なお、昨年度までの分で、納期限までに納めていない人には、督促のはがきをお送りしていますので、市からの郵便物をご確認ください。

※事情により納付が困難な場合や、納めたかどうかわからない場合はお問い合わせください。